

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和3年9月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと
して、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 4規格

改正区分	基準数
①採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	4
②未採用のJISを、新たに採用するもの	0

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 0規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：9月実施予定（30日間）

(2) 改正：11月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60238(2021)	JIS C 8280:2021	IEC 60238第9版(2016), Amd.1(2017), Amd.2(2020)	ねじ込みランプソケット	J60238(H27)	JIS C 8280:2011+追 補1(2014)
2	J60245-4(2021)	JIS C 3663-4:2021	IEC 60245-4第3版(2011)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル-第4部: コード及び可とうケーブル	J60245-4 (H21)	JIS C 3663-4:2007
3	J60335-2-17(2021)	JIS C 9335-2-17:2021	IEC 60335-2-17第3版 (2012), Amd.1(2015), Amd.2(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-17 部:毛布, パッド, 衣服及びこれに類する可とう電熱機 器の個別要求事項	J60335-2-17 (H20)	JIS C 9335-2-17:2005
4	J60502-1(2021)	JIS C 3667:2021	IEC 60502-1第2版(2004), Amd.1 (2009)	定格電圧1kV~30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附 属品-定格電圧0.6/1kVのケーブル	J60502-1 (H21)	JIS C 3667:2008

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60238 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 8280:2021 ねじ込みランプソケット
- ・適用範囲 : この規格は、ランプ及び準照明器具を電源に接続するために設計した E11, E12, E14, E214, E17, E26 及び E39 ねじ込みランプソケットについて規定する。その他のねじ込みランプソケットは、この規格に準じる。
この規格は、動作電圧が 250V (実効値) 以下の交流回路だけで使用するスイッチ付き E12, E14, E26 ランプソケットにも適用する。
この規格は、EZ10 ランプソケット、動作電圧が 25V 以下の直列接続ランプを電源に接続するために設計した屋内用 E5 ランプソケット、及び動作電圧が 60V 以下の直列接続ランプを電源に接続するために設計した屋内用又は屋外用 E10 ランプソケットにも適用する。また、ランプ単体を電源に接続するための器具内用 E10 ランプソケットにも適用する。これらのランプソケットは、小売販売用ではない。
- ・電気用品名 : キーレスソケット、ランプレセプタクル、アダプター、キーソケット、プルソケット、ボタンソケット
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60238 等の最新版の内容を反映するため、感電に対する保護に関する規定に E5 及び E10 ランプソケットの引張試験にかかる要求事項の追加、片面距離及び空間距離の変更等の改正を行った。

2 J60245-4 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 3663-4:2021 定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル
一第 4 部 : コード及び可とうケーブル
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 450/750 V 以下の、ゴム絶縁編組付きコード、ゴム絶縁ゴムシース付きコード及び可とうケーブル、並びにゴム絶縁クロロプレン又はこれと同等の合成エラストマーシース付きコード及び可とうケーブルについて規定する。
- ・電気用品名 : ケーブル (導体の断面積が 22 mm^2 を超え 100 mm^2 以下、線心が 7 本以下及び外装がゴムのもの)、ケーブル (導体の断面積が 22 mm^2 以下、線心が 7 本以下及び外装がゴムのもの)、コード (丸打ちゴムコード、その他のゴムコード、キャブタイヤコード)、キャブタイヤケーブル (ゴムキャブタイヤケーブル)
- ・主な改正内容 : 本規格が引用する JISC3660 規格群の規格体系が再構築されたことに伴う最新規格番号を見直すとともに、対応国際規格である IEC60245-4 の最新版の内容を反映するため、以下の改正を行った。
一タイプ 60245IEC53 及び 60245IEC57 に公称断面積 4 mm^2 の線径を追加。
一耐燃性試験において絶縁電線の共通試験規格である JISC3005 を引用。

3 J60335-2-17 (2021)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-17:2021 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第 2-17 部 : 毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250 V 以下の、家庭用及びこれに類する用途のベッド又は人体を暖める電気毛布、パッド、衣服、ソフトあんか、その他の可とう電熱機器の安全性について規定する。
この規格は、機器に附属した制御装置にも適用する。
通常、家庭で用いない機器でも、美容室内、又は低い周囲温度において使用するよう意図された機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲である。
- ・電気用品名 : 電気ひざ掛け、電気敷布、電気毛布、電気布団、電気あんか、その他の採暖用電熱器具

- ・ 主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-17 の最新版の内容を反映するため、以下に挙げる点等に関して改正を行った。
 - －表示しなければならない洗濯記号として JIS L0001 の記号を追加した。
 - －熱中症、低温やけどに対する試験を明確化した。

4 J60502-1 (2021)

- ・ 採用する JIS：JIS C 3667:2021 定格電圧 1kV～30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品
 - －定格電圧 0.6/1kV のケーブル
- ・ 適用範囲：この規格は、配電ネットワーク及び産業用固定配線として用いる定格電圧 0.6/1 kV の押出固体絶縁電力ケーブル（以下、ケーブルという。）の構造、寸法、試験及び要求特性について規定する。
- ・ 電気用品名：ケーブル、キャブタイヤケーブル、等
- ・ 主な改正内容：電気設備の技術基準の解釈に合わせるため、1.8/3 kV ($U_m=3.6$ kV) ケーブルに関する規定を削除（箇条 1、箇条 4、箇条 6 等）
 - 多心ケーブルのより合せ上に施すバインダの規定を追加（箇条 7）
 - 接地線である旨の表示を規定（7.5）